

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実
施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の結
果

平成22年4月

これは、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）第七条に基づき、第三条に規定する補給支援活動の結果について国会に報告するものである。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の結果

1 経緯

政府は、平成19年10月17日、第168回臨時国会に、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成20年法律第1号。以下「補給支援特措法」という。）案を提出、翌平成20年1月11日、同法案は、可決、成立した。

平成20年1月16日、補給支援特措法の公布、施行後、同日、同法第4条に基づき、補給支援活動に関する実施計画（以下「実施計画」という。）が閣議決定され、更に同日、同法第5条に基づき、防衛大臣が実施要項を定め、内閣総理大臣の承認を得た。これを受け、翌17日には、防衛大臣が、自衛隊の部隊等に対し、補給支援活動の実施に関する命令を発出、海上自衛隊による補給支援活動が開始された。

補給支援特措法は、施行の日から1年で効力を失う限時法であったが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、1年以内の期間を定めて効力を延長することができる旨を規定しており、同法が失効するまでの間に1回延長された。なお、実施計画及び実施要項は、約半年ごとに派遣期間が見直され、同法が失効するまでの間に、3回の派遣期間の延長に係る変更を行った。

2 補給支援活動の結果に関する事項

（1）海上自衛隊の艦艇の派遣状況

平成20年1月17日から平成22年1月15日までの間、海上自衛隊の艦艇延べ14隻、人員延べ約2,400名がインド洋に派遣され、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対し艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水を補給する補給支援活動を実施した。

補給艦については、我が国が現在保有している「はまな」「とわだ」「ときわ」「ましゅう」及び「おうみ」の全5隻が活動に従事し、これに随伴する艦艇については、汎用護衛艦を派遣した。

海上自衛隊の艦艇の派遣規模は、補給艦1隻及び護衛艦1隻の計2隻の

体制とした（参考１：艦艇の派遣規模及び参加艦艇）。

なお、平成２２年１月１５日に補給支援特措法が失効したことにより、派遣されていた護衛艦「いかづち」及び補給艦「ましゅう」は同年２月６日、東京港晴海埠頭に帰港し、鳩山内閣総理大臣出席の下、帰港行事を実施した。

（２）補給の実施要領

海上自衛隊の艦艇が実施した洋上における艦船用燃料等の補給は、海上自衛隊の補給艦と補給対象の艦船が、給油用のホースを繋いだまま、４０～５０メートルの間隔を保ち、速力１２ノット（時速約２０キロメートル）程度の速度を維持しながら併走し、補給量に応じて１艦当たり１時間程度から、場合によっては数時間程度にわたり継続する活動である。

この間、乗組員は不測の事態に備えて総員で対応し、護衛艦及び艦艇搭載ヘリコプターは、脆弱な状態にある補給艦を護衛するため、当該海域を警戒するための活動に従事した。

（３）補給の実績

平成２０年１月１７日から平成２２年１月１５日までの間に、艦船用燃料については、計１４５回、約２万７，００５キロリットル、艦艇搭載ヘリコプター用燃料については、計１８回、約２１０キロリットル、水については、計６７回、約４，１９５トンの補給を実施した（参考２：補給実績データ）。なお、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給は、艦船用燃料の補給と同時に実施した。

我が国は、平成１３年以降、旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成１３年法律第１１３号。以下「旧テロ対策特措法」という。）に基づく活動も含めると、約８年間にわたりインド洋において補給活動を行ってきた。旧テロ対策特措法に基づく活動開始当初、補給対象国の１つである米国に対する補給量が全体の約９０パーセントを占めていたが、徐々に米国以外の国に対する補給の比率が増加し、補給支援特措法に基づく補給の実績においては、米国以外の国に対する補給量の比率は約７６パーセントとなった。このうち、最も多く

の補給を受けた国はパキスタンであり、次にフランスとなっている。

なお、当該補給実績については、防衛省内において適切な確認を経た後、月に1度防衛省のホームページに公表する等の措置を講じ、自衛隊の活動に関する情報の開示に努めた（参考3：補給対象国一覧）（参考4：補給回数及び補給量（艦船用燃料）の国別比率の推移）（参考5：国別・月別の補給回数及び補給量）。

（4）補給実施海域

海上自衛隊の補給艦が補給を実施した海域は、実施計画及び実施要項に定められたインド洋（ペルシャ湾を含む。）等の実施区域の範囲内で、オマーン湾と北アラビア海が中心であった。海域ごとの補給回数は、オマーン湾122回、北アラビア海19回、アデン湾3回、ペルシャ湾1回（参考6：補給実施海域）。

（5）補給対象艦船

補給の対象となった艦船の種類は、巡洋艦、駆逐艦、フリゲート、巡視船、多目的支援艦、補給艦であり、補給対象艦船の艦名は参考7（補給対象艦船の艦名）のとおりである。

（6）提供した物品（艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料、水）の適切な使用の確保

我が国が補給支援特措法に基づき、諸外国の軍隊等に提供した艦船用燃料等の物品は、同法の趣旨に沿って適切に使用される必要がある。

我が国は、補給対象国との間で、交換公文を締結し（参考8：交換公文の例（米国との間の交換公文））、交換公文には、補給支援特措法の目的を明記し、我が国が行う補給は補給支援特措法に基づくものであることを明記するとともに、交換公文を締結する両国政府は「この取極の効果的な実施のために相互に協議する」という内容の協議条項を設け、我が国が補給した燃料等が補給対象国により適正に使用されるよう必要に応じて協議することとしていた（燃料の適正な使用が確認されているため、これまで協議の実績はない。）。

さらに、バーレーンに所在し、インド洋における海上阻止活動等の任務に従事する部隊を統括する司令部において、海上自衛隊の連絡官が、補給に先立ち

行う確認作業において、補給日時、補給対象艦船の名称・配属部隊、補給量や今後の活動予定等について、定型書式に記入を行うことにより、補給対象艦船がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する艦船であるか確認を行った。また、補給艦に補給する場合には、以上の内容に加え、補給艦の補給先の艦船の活動予定についても確認を行い、我が国が補給した燃料の適正な使用について確認を行った（参考 9：他国補給艦への艦船用燃料の補給実績）。

このように、海上自衛隊による補給は、補給対象国との信頼関係の下、法律の目的を明記した交換公文を締結し、さらに、現場でその都度確認を行った後に実施していたものであり、我が国が提供した物品は、補給支援特措法の趣旨に沿って適切に使用されたものと認識している。

3 補給支援活動の評価

(1) 補給支援活動の評価

広範な海域において、艦船が燃料や水等の補給のために帰港することなく、継続して必要な活動を行うためには、補給艦から洋上補給を受けることが必要である。海上自衛隊は、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事している諸外国の軍隊等の艦船に対し洋上補給を行ったが、我が国としては、海上阻止活動の下で行われるテロリストや麻薬等の海上移動の防止は、アフガニスタン国内のテロリストの移動並びに物資及び資金の調達を含む行動の自由を制限することに一定の効果を有したと考えている。

また、2（2）で述べたように、補給艦による洋上補給には、高い操艦技術と能力が求められることに加え、補給活動を行った現場海域は、年間を通じ気温が高く、日中気温は摂氏 40 度、甲板の温度は摂氏 70 度、湿度は 90 パーセントに達することもあるなど、厳しい勤務条件の下で実施されてきた。隊員は、暑さ対策のため酷暑服（隊員の体感温度を軽減するため、通気性を高め軽量化した作業服）を着用し、補給中も定期的に水分を摂取するなどして任務に当たった。

このような状況下で、海上自衛隊が補給活動を整齊と遂行することができたのは、活動に従事した隊員が、日頃からの訓練の成果をいかしつつ、強い責任感と厳正な規律を維持しながら正確かつ真摯に任務に従事したことに加え、様々な酷暑対策の工夫や福利厚生面の改善策を講じ、隊員の負担の軽減に努めたことも寄与していると考えられる。海上自衛隊派遣艦艇は、インド洋において

多様な国々と共に活動を実施したが、この活動を通じ、海上自衛隊の補給技術は極めて信頼性の高いものであることが確認され、また、各種業務についてのノウハウ・知見の蓄積・共有が進み、長期間継続して洋上補給を実施する能力を向上させることができた。

（２）今後の留意事項

補給支援特措法に基づく補給支援活動から得られた経験を、今後の自衛隊による国際平和協力活動の在り方の検討やその実施にいかせるよう、次のような点について留意する必要がある。

ア 補給支援特措法に基づく補給支援活動を通じ、自衛隊は技能を磨き、海外における長期にわたる活動の実施及び各国との協力関係の構築等の経験を積むことができた。

今後、我が国が国際平和協力活動を実施するにあたっては、自衛隊がこれまでに培ってきた能力と技術を活かしつつ、我が国にとってふさわしい国際協力の在り方について、国際情勢の変化や諸外国の取組の内容等を踏まえつつ、不断に検討を行い、政府としての的確に対応していく必要がある。

イ 実りのある国際平和協力活動を安全確実に行うためには、現地情勢等に関する情報収集能力の強化や、基礎となる教育訓練や装備品をより充実させる必要がある。

ウ 派遣される要員が安心して国際平和協力活動に係る任務を遂行できるように、要員や留守家族の福利厚生やメンタルヘルスのための施策にも配慮する必要がある。

注：「補給支援特措法」は既に失効した法律であり、法律上の表記としては「旧補給支援特措法」となるが、本国会報告においては読み易さを考慮し、「旧」を省いて記述した。

参考（目次）

- 参考 1 : 艦艇の派遣規模及び参加艦艇
- 参考 2 : 補給実績データ
- ・ 月別の艦船用燃料の補給実績
 - ・ 月別の艦艇搭載ヘリコプター用燃料の補給実績
 - ・ 月別の水の補給実績
 - ・ 補給支援活動に係る予算等の状況
- 参考 3 : 補給対象国一覧
- 参考 4 : 補給回数及び補給量（艦船用燃料）の国別比率の推移
- 参考 5 : 国別・月別の補給回数及び補給量
- 参考 6 : 補給実施海域（艦船用燃料の補給回数）
- 参考 7 : 補給対象艦船の艦名
- 参考 8 : 交換公文の例（米国との間の交換公文）
- 参考 9 : 他国補給艦への艦船用燃料の補給実績

(参考1)

艦艇の派遣規模及び参加艦艇

1. 派遣規模

派遣期間を通じて、補給艦1隻及び護衛艦1隻の2隻体制

2. 補給艦別派遣回数及び数量

艦 名	派遣回数	派遣期間	補給量(艦船用燃料)
おうみ	2	20.1-20.6, 21.7-21.12	約6,900kl
ましゅう	2	20.4-20.9, 21.11-22.2	約5,400kl
はまな	1	20.7-20.12	約5,600kl
とわだ	1	20.11-21.4	約5,200kl
ときわ	1	21.3-21.9	約4,000kl
合 計	7		約27,000kl

注 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

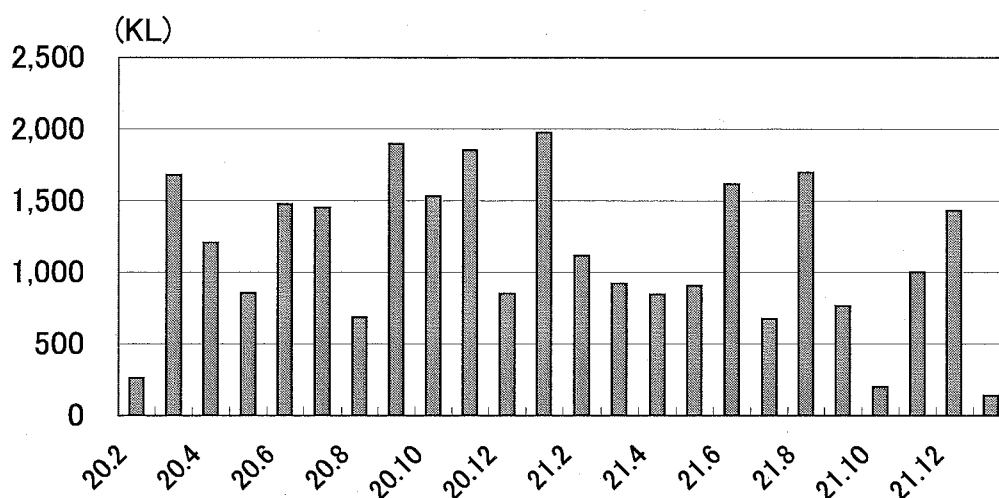
3. 護衛艦別派遣回数

艦 名	派遣回数	派遣期間	艦 名	派遣回数	派遣期間
むらさめ	1	20.1-20.6	ありあけ	1	20.11-21.4
いかづち	2	20.4-20.9, 21.11-22.2	あけぼの	1	21.3-21.9
ゆうだち	1	20.7-20.12	すずなみ	1	21.7-21.12
			合 計	7	

※ すべて汎用護衛艦

(参考2-1)

補給実績データ
(月別の艦船用燃料の補給実績)

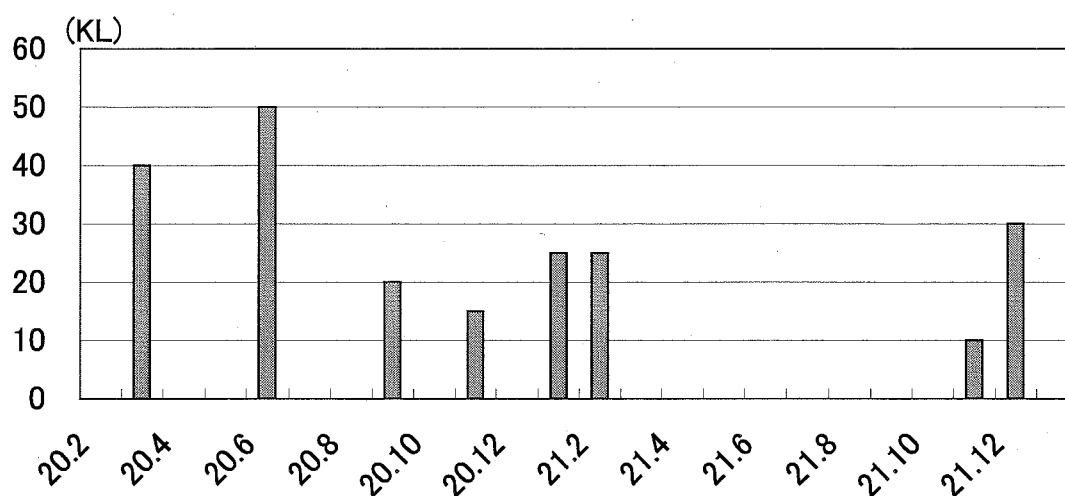


	月	数量 (kl)	回数	金額
20 年	2 月	約 260	2	約 3,000 万円
	3 月	約 1,680	9	約 1億6,000 万円
	4 月	約 1,205	4	約 1億5,000 万円
	5 月	約 855	6	約 1億 円
	6 月	約 1,475	11	約 1億8,000 万円
	7 月	約 1,450	8	約 2億2,000 万円
	8 月	約 685	4	約 1億 円
	9 月	約 1,895	9	約 2億1,000 万円
	10 月	約 1,530	7	約 1億7,000 万円
	11 月	約 1,850	5	約 1億1,000 万円
	12 月	約 850	6	約 5,000 万円
21 年	1 月	約 1,975	9	約 1億1,000 万円
	2 月	約 1,115	9	約 5,000 万円
	3 月	約 920	6	約 4,000 万円
	4 月	約 845	5	約 4,000 万円
	5 月	約 905	5	約 4,000 万円
	6 月	約 1,615	5	約 8,000 万円
	7 月	約 675	5	約 3,000 万円
	8 月	約 1,695	7	約 9,000 万円
	9 月	約 765	6	約 4,000 万円
	10 月	約 200	1	約 1,000 万円
	11 月	約 1,000	8	約 5,000 万円
	12 月	約 1,430	7	約 8,000 万円
22 年	1 月	約 140	1	約 1,000 万円
	合計	約 2万7,005	145	約 21億5,000 万円

注: 計数は概数によっているので符合しないことがある。

(参考2-2)

補給実績データ
(月別の艦艇搭載ヘリコプター用燃料の補給実績)

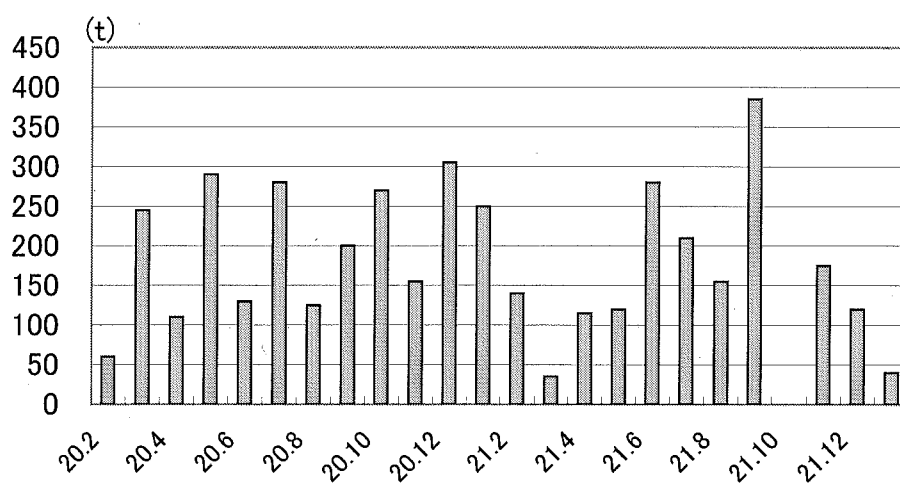


	月	数量(kl)	回数	金額
20 年	2 月	0	0	0 円
	3 月	約 40	3	約 380 万円
	4 月	0	0	0 円
	5 月	0	0	0 円
	6 月	約 50	4	約 450 万円
	7 月	0	0	0 万円
	8 月	0	0	0 万円
	9 月	約 20	2	約 170 万円
	10 月	0	0	0 円
	11 月	約 15	1	約 150 万円
	12 月	0	0	0 円
21 年	1 月	約 25	1	約 260 万円
	2 月	約 25	3	約 170 万円
	3 月	0	0	0 円
	4 月	0	0	0 円
	5 月	0	0	0 円
	6 月	0	0	0 円
	7 月	0	0	0 円
	8 月	0	0	0 円
	9 月	0	0	0 円
	10 月	0	0	0 円
	11 月	約 10	1	約 70 万円
	12 月	約 30	3	約 220 万円
22 年	1 月	0	0	0 円
	合計	約 210	18	約 1,870 万円

注: 計数は概数によっているので符合しないことがある。

(参考2-3)

補給実績データ
(月別の水の補給実績)



	月	数量(t)	回数	金額
20 年	2 月	約 60	1	約 10 万円
	3 月	約 245	3	約 40 万円
	4 月	約 110	1	約 3 万円
	5 月	約 290	3	約 30 万円
	6 月	約 130	3	約 24 万円
	7 月	約 280	5	約 39 万円
	8 月	約 125	3	約 13 万円
	9 月	約 200	3	約 16 万円
	10 月	約 270	4	約 34 万円
	11 月	約 155	3	約 9 万円
	12 月	約 305	5	約 27 万円
21 年	1 月	約 250	5	約 31 万円
	2 月	約 140	2	約 4 万円
	3 月	約 35	2	約 1 万円
	4 月	約 115	2	約 17 万円
	5 月	約 120	2	約 4 万円
	6 月	約 280	4	約 38 万円
	7 月	約 210	3	約 16 万円
	8 月	約 155	2	約 22 万円
	9 月	約 385	5	約 43 万円
	10 月	0	0	0 円
	11 月	約 175	3	約 25 万円
	12 月	約 120	2	約 16 万円
22 年	1 月	約 40	1	約 1 万円
	合計	約 4,195	67	約 463 万円

注： 計数は概数によっているので符合しないことがある。

(参考2-4)

補給実績データ
(補給支援活動に係る予算等の状況)

1 予算額等の推移

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	合 計
合計	12	82	36	130
海自活動分	12	82	36	130
譲与燃料等	3	21	6	30
役務の提供等の活動経費	9	60	30	100
活動用燃料等	7	43	18	68
修理費、通信維持費等	2	12	8	22
特別手当等	1	5	4	9
統幕活動分	0.02	—	—	0.02

注：端数処理の関係で合計が不一致となる場合がある。

2 執行実績の推移

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	合 計
合 計	9	69	28	105
海自活動分	9	69	28	105
譲与燃料等	2	15	5	22
役務の提供等の活動経費	7	54	23	84
活動用燃料等	5	37	12	54
修理費、通信維持費等	1	12	8	21
特別手当等	1	5	4	9
統幕活動分	0.02	—	—	0.02

注：端数処理の関係で合計が不一致となる場合がある。

(参考 3)

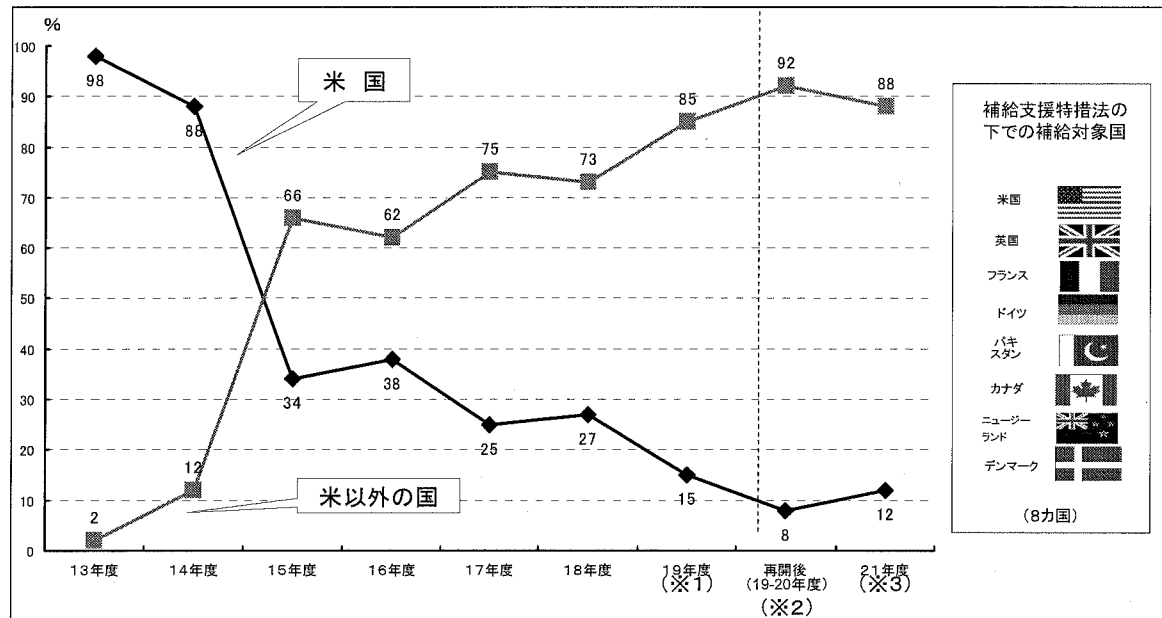
補給対象国一覧

米 国	・ 2008 年 2 月 5 日交換公文締結 ・ 同年 4 月 25 日支援実施
英 国	・ 2008 年 2 月 5 日交換公文締結 ・ 同年 4 月 25 日支援実施
フランス	・ 2008 年 2 月 5 日交換公文締結 ・ 同年 2 月 26 日支援実施
パキスタン	・ 2008 年 2 月 5 日交換公文締結 ・ 同年 2 月 21 日支援実施
ドイツ	・ 2008 年 2 月 29 日交換公文締結 ・ 同年 3 月 8 日支援実施
カナダ	・ 2008 年 3 月 7 日交換公文締結 ・ 同年 3 月 31 日支援実施
ニュージーランド	・ 2008 年 4 月 11 日交換公文締結 ・ 同年 5 月 6 日支援実施
デンマーク	・ 2008 年 9 月 12 日交換公文締結 ・ 同年 10 月 1 日支援実施

(参考 4)

補給回数(艦船用燃料)の国別比率の推移

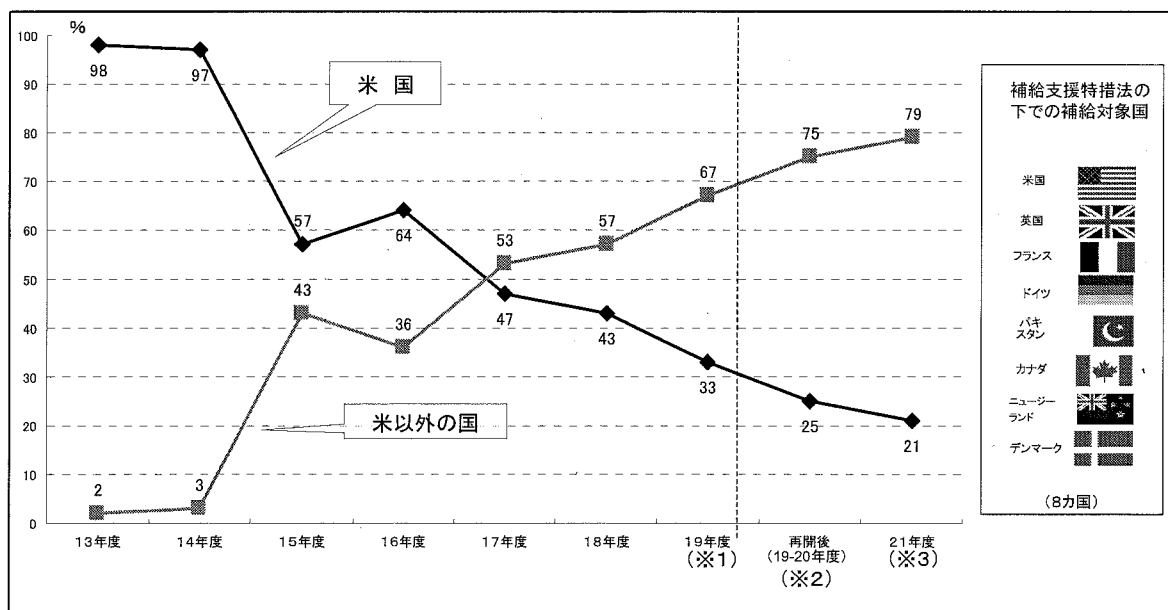
平成22年1月末現在



(※1) 平成19年11月1日までの実績を基に算出した比率
 (※2) 補給支援活動再開後(平成20年2月～平成21年3月末)の実績を基に算出した比率
 (※3) 平成21年度は平成22年1月までの実績

補給量(艦船用燃料)の国別比率の推移

平成22年1月末現在



(※1) 平成19年11月1日までの実績を基に算出した比率
 (※2) 補給支援活動再開後(平成20年2月～平成21年3月末)の実績を基に算出した比率
 (※3) 平成21年度は平成22年1月までの実績

(参考5)

国別・月別の補給回数及び補給量

1. 艦船用燃料(国別・月別)

	パキスタン		フランス		ドイツ		カナダ		米国		英国		ニュージーランド		デンマーク		合 計	
	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)
20年2月	1	160	1	100													2	260
20年3月	3	420	3	480	2	600	1	180									9	1,680
20年4月	1	160	1	450					1	500	1	95					4	1,205
20年5月	3	345	2	200									1	310			6	855
20年6月	3	170	4	435	1	130	2	440	1	300							11	1,475
20年7月	5	840					2	410			1	200					8	1,450
20年8月	2	200					2	485									4	685
20年9月	3	400	2	100			1	400	2	910	1	80					9	1,895
20年10月	4	610													3	920	7	1,530
20年11月	3	280							2	1,570							5	1,850
20年12月	5	640													1	210	6	850
21年1月	4	540	1	95	2	230			1	945	1	160					9	1,975
21年2月	2	350	3	225	3	380					1	160					9	1,115
21年3月	1	165			3	505			1	150	1	100					6	920
21年4月	2	380	2	240							1	225					5	845
21年5月	2	330	2	370							1	205					5	905
21年6月	4	695	1	920													5	1,615
21年7月	3	560	2	115													5	675
21年8月	2	225							3	1,195	2	275					7	1,695
21年9月	5	710	1	55													6	765
21年10月					1	200											1	200
21年11月	3	455	3	205					1	190	1	145					8	1,000
21年12月	2	285			1	150			2	600	2	390					7	1,430
22年1月	1	140															1	140
合 計	64	9,060	28	3,990	13	2,190	8	1,915	14	6,365	13	2,040	1	310	4	1,130	145	27,005

2. 艦艇搭載ヘリコプター用燃料(国別・月別)

	パキスタン		フランス		ドイツ		カナダ		米国		英国		ニュージーランド		デンマーク		合 計	
	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)	回数	数量(KL)
20年2月																		
20年3月	1	5			1	20	1	15									3	40
20年4月																		
20年5月																		
20年6月	2	15			1	20	1	15									4	50
20年7月																		
20年8月																		
20年9月									1	10	1	10					2	20
20年10月																		
20年11月									1	15							1	15
20年12月																		
21年1月									1	25							1	25
21年2月			1	5	1	20					1	5					3	25
21年3月																		
21年4月																		
21年5月																		
21年6月																		
21年7月																		
21年8月																		
21年9月																		
21年10月																		
21年11月											1	10					1	10
21年12月					1	10			1	10	1	10					3	30
22年1月																		
合 計	3	20	1	5	4	70	2	30	4	60	4	30					18	210

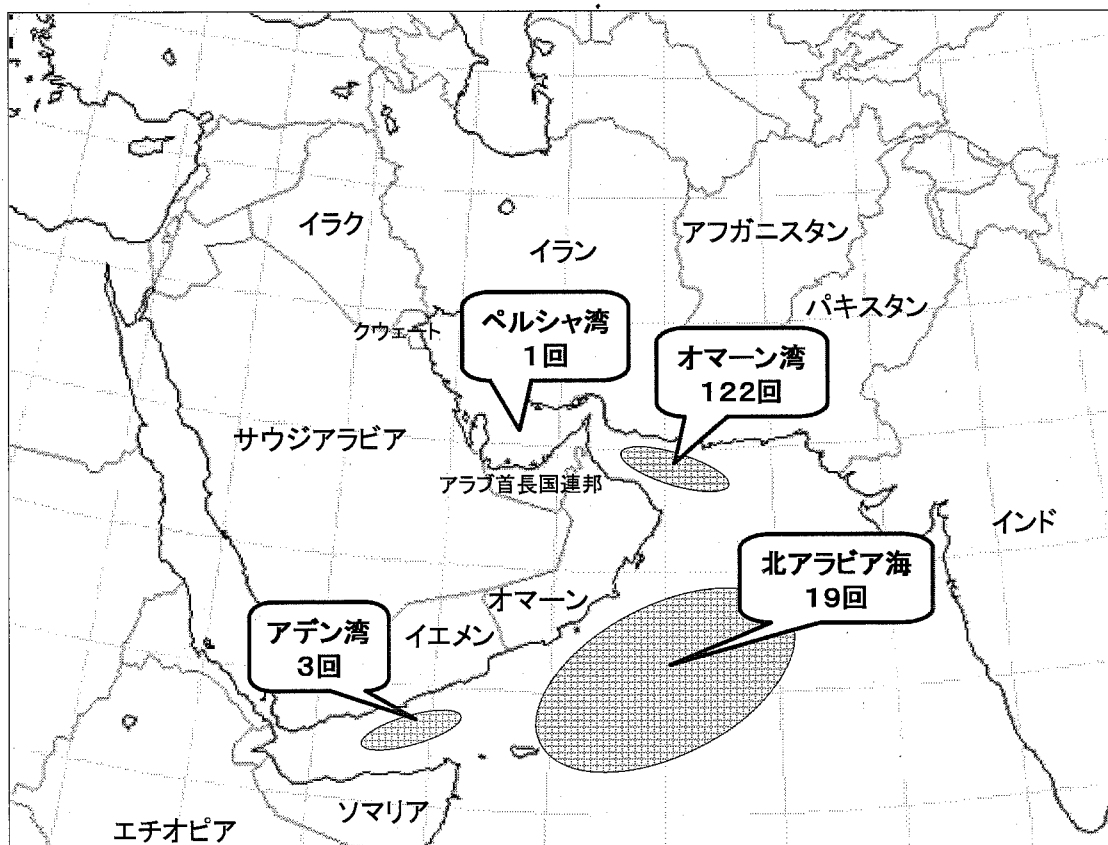
3. 水(国別・月別)

	パキスタン		フランス		ドイツ		カナダ		米国		英国		ニュージーランド		デンマーク		合 計	
	回数	数量(TON)	回数	数量(TON)	回数	数量(TON)	回数	数量(TON)	回数	数量(TON)	回数	数量(TON)	回数	数量(TON)	回数	数量(TON)	回数	数量(TON)
20年2月	1	60															1	60
20年3月	3	245															3	245
20年4月	1	110															1	110
20年5月	3	290															3	290
20年6月	3	130															3	130
20年7月	5	280															5	280
20年8月	2	115					1	10									3	125
20年9月	3	200															3	200
20年10月	4	270															4	270
20年11月	3	155															3	155
20年12月	5	305															5	305
21年1月	4	240									1	10					5	250
21年2月	2	140															2	140
21年3月	1	25									1	10					2	35
21年4月	2	115															2	115
21年5月	2	120															2	120
21年6月	4	280															4	280
21年7月	3	210															3	210
21年8月	2	155															2	155
21年9月	5	385															5	385
21年10月																	0	0
21年11月	3	175															3	175
21年12月	2	120															2	120
22年1月	1	40															1	40
合 計	64	4,165					1	10			2	20					67	4,195

(注) 計数は、概数になっているので符合しないことがある。数量は、給油・給水日を基準としている。

(参考6)

補給実施海域(艦船用燃料の補給回数)
(20年2月～22年1月)



補給対象艦船の艦名
(20年2月～22年1月実績)

【米国】 計10隻

「DDG CARNEY」, 「DDG SHOUP」, 「DDG GRIDLEY」,
「DDG MAHAN」, 「DDG BAINBRIDGE」, 「DDG PINCKNEY」,
「DDG PORTER」, 「FFG RENTZ」, 「CG MONTEREY」,
「WHEC BOUTWELL(USCGC)」

【英国】 計6隻

「DDG MANCHESTER」, 「DDG EDINBURGH」,
「FFG LANCASTER」, 「FFG PORTLAND」, 「FFG RICHMOND」,
「FFG CUMBERLAND」

【フランス】 計12隻

「FFG CDT BOUAN」, 「FFG GUEPRATTE」, 「FFG JACOUBET」,
「FFG SURCOUF」, 「FFG CDT BIROT」, 「FFG CDT DUCUING」,
「FFG PREMIER MAÎTRE L'HER」, 「FFG ACONIT」,
「FFG LAFAYETTE」, 「DDG FORBIN」, 「DDG JEAN DE VIENNE」,
「AOR MARNE」

【ドイツ】 計3隻

「FFG EMDEN」, 「FFG MECKLENBURG-VORPOMMERN」,
「FFG AUGSBURG」

【カナダ】 計3隻

「FFG CHARLOTTETOWN」, 「FFG CALGARY」,
「DDG IROQUOIS」

【パキスタン】 計5隻

「FFG TIPPU SULTAN」, 「FFG BADR」, 「FFG TARIQ」,
「FFG KHAIBAR」, 「FFG BABUR」

【ニュージーランド】 計1隻

「FF TE MANA」

【デンマーク】 計1隻

「AGF ABSALON」

※ 駆逐艦 (DDG)、フリゲート (FF, FFG)、補給艦 (AOR)、
巡洋艦 (CG)、多目的支援艦 (AGF)、(沿岸警備隊所属) 長距離巡視船 (WHEC)

(テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に従って行われるアメリカ合衆国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国のテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法(平成二十年法律第一号。以下「法」という。)に言及する光榮を有します。

法の目的は、二千一年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動(以下「テロ対策海上阻止活動」という。)の円滑かつ効果的な実施に資するため、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊その他これに類する組織の艦船に対して日本国の自衛隊に属する物品及び役務の提供(艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油又は給水を含むものに限る。)に係る活動を実施することにより、日本国が国際的なテロリズムの防

止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって日本国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することにあります。

本大臣は、更に、法に従ってアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織に提供される後方支援の分野における物品又は役務（以下「後方支援、物品又は役務」という。）に関する両政府間の討議に言及するとともに、それらの討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光榮を有します。

1 法に従ってアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領される後方支援、物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2 法に従ってアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領される後方支援、物品又は役務については、日本国政府の事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によってもアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織以外の者に移転してはならない。

3 法に従って提供される後方支援、物品又は役務を受領する権限を有するアメリカ合衆国の国防省その他これに類する組織の職員は、書面により、日本国政府の職員から前記の1及び2に述べられた条件につき

通知されるものとする。

4 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、この取極の効果的な実施のために相互に協議する。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

(米 国 側 書 簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、アメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織に提供される後方支援、物品又は役務に関する両政府間の討議に関する本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日 本 側 書 簡)

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

(参考9)

他国補給艦への艦船用燃料の補給実績

	回 数	数 量(kl)
19年度	0(11)	0(約1,940)
20年度	1(84)	約450(約15,800)
21年度	1(50)	約920(約9,270)
合計	2(145)	約1,370(約27,000)

(注1)補給艦への補給実績はすべてフランスである

(注2)()内は補給艦を含む全艦艇への回数・数量

(注3)各年度の艦船用燃料の補給量は、給油日を基準としている

(注4)平成19年度は、平成20年2月21日から同年3月31日までの実績

(注5)平成21年度は、平成22年1月15日までの実績